

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 人事 (労働契約の更新)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1第5号から第15号まで<u>及び第24号に掲げる非常勤職員であって、<u>有期の教育・研究プロジェクト等において</u>教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。<u>ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)</u>の始期から10年を超えることはできない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 人事 (労働契約の更新)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1第5号から第15号までに掲げる非常勤職員であって、教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、<u>本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)</u>の始期から10年を超えない範囲内(ただし、<u>有期の教育・研究プロジェクト等に従事する者の場合は</u>当該プロジェクト等終了まで)更新することができるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する非常勤職員の労働契約は、10年を超え当該プロジェクト等終了まで更新可能とする改正</p>

附 則 (令和5年4月1日規則第3号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。